

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年2月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400569号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2400004号

第1 結論

昭和60年11月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年11月

20歳になったときに、親が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付方法については、当時、町会に納税組合があり、輪番で当番になっている人に納入告知書と保険料を預け、当番がまとめてA農業協同組合で納付していた。その制度が昭和60年10月で廃止となり、同年11月からは、個別に金融機関で納付していたが、年金記録では、請求期間の国民年金保険料のみが未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求者に係る昭和60年度国民年金保険料領収証書の写しについて、B市は、当時、B市で使用していた様式と同一であることの確認が取れない旨回答している。

しかしながら、上記領収証書によれば、請求期間に係る国民年金保険料は、昭和60年11月30日に、C金融機関D支店で納付されたことが確認できる上、請求者から改めて提出された上記領収証書の原本を確認したところ、請求者の婚姻前の氏名、住所、請求期間当時のB市長名及び市長印を確認することができ、当該領収証書が請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を示すものであることを否定する理由は見当たらない。

また、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者名簿の備考欄において、請求期間を含む昭和59年*月から昭和63年3月までの国民年金保険料が納付済みである旨の記載を確認することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。